

1. 条例・規則

○大分市清掃事業審議会条例

平成11年3月24日

条例第7号

改正 平成18年6月27日条例第25号

(設置)

第1条 一般廃棄物の適正な処理及び清掃事業の円滑な運営並びに快適で美しいまちづくりに関する施策の推進を図るため、大分市清掃事業審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(平 18 条例 25・一部改正)

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 清掃事業に関する重要な事項
- (2) 大分市ポイ捨て等の防止に関する条例(平成 18 年大分市条例第 25 号)第 10 条第 1 項に規定するポイ捨て防止等強化区域の指定に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(平 18 条例 25・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員 15 名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 各種団体の代表者
- (4) 市民の代表者
- (5) 市の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 審議会の専門的事項を調査審議するため必要に応じて専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、審議会の委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌握し、審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

5 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に当該部会に属する委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(審議会の庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年条例第 25 号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

○大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

平成5年12月20日
条例第24号
改正 平成6年12月22日条例第32号
平成8年12月18日条例第42号
平成9年3月31日条例第9号
平成10年3月27日条例第15号
平成11年12月15日条例第37号
平成13年3月29日条例第13号
平成15年9月26日条例第29号
平成15年12月16日条例第38号
平成16年12月17日条例第73号
平成19年12月25日条例第43号
平成23年9月28日条例第24号
平成24年3月27日条例第7号
平成24年12月17日条例第82号
平成25年12月16日条例第40号
令和元年7月16日条例第18号
令和元年12月16日条例第50号

大分市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年大分市条例第6号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 基本的責務等(第3条—第6条)
- 第3章 廃棄物の減量等(第7条—第12条)
- 第4章 適正処理困難物の抑制(第13条—第15条)
- 第5章 一般廃棄物の処理等(第16条—第24条)
- 第6章 一般廃棄物処理手数料(第25条・第26条)
- 第7章 一般廃棄物処理業等(第27条—第30条)
- 第8章 雑則(第31条・第32条)
- 第9章 罰則(第33条・第34条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により廃棄物を減量するとともに、廃棄物を適正に処理することによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「廃棄物」、「一般廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」又は「産業廃棄物」とは、それぞれ廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条に規定する廃棄物、一般廃棄物、特別管理一般廃棄物又は産業廃棄物をいう。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用し、又は資源として利用することをいう。
- (5) 再生資源 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。

(平15条例29・一部改正)

第2章 基本的責務等

(市長の責務)

第3条 市長は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により、廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理に努めなければならない。

2 市長は、再利用等による廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

- 3 市長は、第1項に規定する責務を果たすため、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(指導、助言)

- 第4条** 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理の推進に関し、必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(事業者の責務)

- 第5条** 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。
- 2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 3 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

- 第6条** 市民は、廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用等により再利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。
- 2 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

第3章 廃棄物の減量等

(市長の減量義務)

- 第7条** 市長は、廃棄物の処理の過程において、その適正な分別、再利用等を行うことにより、廃棄物の減量に努めなければならない。
- 2 市長は、物品の調達に当たっては、再生品の利用を促進するとともに、市の施設から生ずる廃棄物の分別、再利用等を行うことにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

(事業者の減量義務)

- 第8条** 事業者は、物の製造、加工、販売等(以下「製造等」という。)に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等廃棄物の発生を抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために必要な措置を講ずること等により、事業系廃棄物の減量に努めなければならない。
- 3 事業者は、物の製造等に際して、再生資源及び再生品を利用するよう努めなければならない。

(適正包装等)

- 第9条** 事業者は、物の製造等に際して、その包装、容器等(以下「包装等」という。)の適正化を図り、廃棄物の発生を抑制に努めなければならない。
- 2 事業者は、物の製造等に際して、再び使用することが可能な包装等の普及に努め、使用後の包装等の回収策を講ずること等により、その包装等の再利用の促進を図らなければならない。
- 3 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。

(ごみ減量推進事業者の義務)

- 第10条** 市長は、大規模事業所から排出される事業系廃棄物の減量の推進を図るため、大規模事業所をごみ減量推進事業所として指定することができる。
- 2 前項の規定による指定を受けたごみ減量推進事業所の所有者又は管理者(以下「ごみ減量推進事業者」という。)は、当該事業所から排出される事業系廃棄物の減量に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 ごみ減量推進事業者は、規則で定めるところにより、当該事業所における事業系廃棄物の減量に関する計画書を作成し、市長に提出しなければならない。
- 4 ごみ減量推進事業者は、当該事業所内に再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

(市民の自主的行動)

- 第11条** 市民は、再利用の可能な物の分別を行うとともに、集団回収等の再利用を促進するための自主的な活動に参加し、協力すること等により、廃棄物の減量及び再生資源の有効利用に努めなければならない。

(商品の選択)

- 第12条** 市民は、商品を選択するに際して、当該商品の内容及び包装等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮したものを選択するよう努めなければならない。

第4章 適正処理困難物の抑制

(処理困難性の自己評価等)

第13条 事業者は、物の製造等に際して、その製品、容器等(以下「製品等」という。)が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品等の開発を行うこと、その製品等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

(適正処理困難物の製造等の抑制)

第14条 事業者は、その製品等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難となる物(以下「適正処理困難物」という。)については、その製造等を自ら抑制しなければならない。

(適正処理困難物の指定及び回収義務)

第15条 市長は、適正処理困難物を指定することができる。

2 市長は、前項の規定に基づき適正処理困難物を指定したときは、これを公表するものとする。

3 前2項の規定により指定を受け、公表された適正処理困難物の製造等を行う事業者は、自らの責任で下取り等の方法により、その適正処理困難物の回収に努めなければならない。

4 市民は、前項に規定する事業者が適正処理困難物を回収しようとするときは、これに協力しなければならない。

第5章 一般廃棄物の処理等

(一般廃棄物処理計画)

第16条 市長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定め、又はこれを変更したときは、同条第4項の規定により、遅滞なく、これを公表するものとする。

(平13条例13・平23条例24・平25条例40・一部改正)

(一般廃棄物の処理)

第17条 市長は、一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物の処理をしなければならない。

2 市長は、家庭廃棄物の処理に支障がない場合で、特に必要と認めるときは、事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行うことができる。

(平25条例40・一部改正)

(計画の遵守義務等)

第18条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には管理者とする。以下「占有者」という。)は、その土地又は建物内の一般廃棄物を生活環境の保全上支障のない方法により、なるべく自ら処分するよう努めるとともに、自ら処分できない一般廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従い処理しなければならない。

2 占有者は、一般廃棄物を収納する容器について廃棄物が飛散し、流出し及びその悪臭が発生しないようにするとともに、一般廃棄物を持ち出しておく所定の場所を常に清潔にしておかなければならない。

(排出禁止物)

第19条 占有者は、市長が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。

(1) 有害性のある物

(2) 危険性のある物

(3) 引火性のある物

(4) 著しく悪臭を発する物

(5) 特別管理一般廃棄物

(6) 前各号に掲げるもののほか、処理に著しい支障があると市長が特に認める物

2 占有者は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(家庭廃棄物の搬出方法)

第19条の2 占有者は、家庭廃棄物のうち一般廃棄物処理計画に定める燃やせるごみ(以下「燃やせるごみ」という。)及び一般廃棄物処理計画に定める燃やせないごみ(以下「燃やせないごみ」という。)を一般廃棄物処理計画に定めるところにより市が行う定期の収集により処理しようとするときは、市長が指定する収集袋(以下「指定収集袋」という。)に収納し、家庭廃棄物の一時的集積場所に搬出しなければならない。ただし、燃やせるごみ及び燃やせないごみのうち指定収集袋に収納させることが適当でないとして市長が認めたものの処理については、この限りでない。(平25条例40・追加)

(一般廃棄物処理の届出)

第20条 占有者は、別表第1に規定する一般廃棄物の収集を受けようとするときは、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。

(改善勧告等)

第 21 条 市長は、占有者が第18条の規定に違反していると認めるときは、当該占有者に対し、期限を定めて改善その他の必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(収集又は運搬の禁止等)

第21条の2 市長及び市長から委託を受けた者(以下「市長等」という。)以外の者は、家庭廃棄物の一時的集積場所(規則で定める方法により市長が指定するものに限る。)に排出された廃棄物のうち再利用の可能なものとして規則で定めるものを収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、市長等以外の者が前項の規定に違反して、収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

(平24条例7・追加、平24条例82・一部改正)

(事業系一般廃棄物保管場所の設置)

第 22 条 事業者は、事業用建物又はその敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

(事業系一般廃棄物の受入拒否)

第 23 条 事業者は、事業系一般廃棄物を市長が指定する処理施設に運搬する場合には、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 市長は、前項の場合において、事業者が同項に定める受入基準に従わないときは、当該事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(市が処分する産業廃棄物)

第 24 条 法第11条第2項の規定に基づき一般廃棄物とあわせて市が処分することができる産業廃棄物については、規則で定める。

(平13条例13・一部改正)

第6章 一般廃棄物処理手数料

(一般廃棄物処理手数料)

第 25 条 市長は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、別表第1及び別表第2に定める一般廃棄物処理手数料を、規則で定めるところにより、徴収する。

2 前項の規定により徴収した一般廃棄物処理手数料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、別表第2に定める一般廃棄物処理手数料をあらかじめ納付した者に、指定収集袋を交付するものとする。

(平11条例37・平25条例40・一部改正)

(手数料の減免)

第 26 条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前条第1項の一般廃棄物処理手数料を減免することができる。この場合において、市長は、前条第3項の規定にかかわらず、当該減免を受けた者に、規則で定めるところにより、指定収集袋を交付することができる。

(平25条例40・一部改正)

第7章 一般廃棄物処理業等

(一般廃棄物処理業の許可)

第 27 条 法第7条第1項又は第6項の規定により、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、1年を下らない規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失う。

(平15条例29・一部改正)

(一般廃棄物処理業の変更の許可)

第 28 条 法第7条の2第1項の規定により、前条の許可を受けた者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(浄化槽清掃業の許可)

第 29 条 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定により、浄化槽の清掃を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可手数料)

第30条 法第7条第1項、第2項、第6項及び第7項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。)の許可又は当該許可の更新を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者、浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者及びこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとする者は、許可証交付の際、別表第3に定める手数料を納めなければならない。
(平13条例13・旧第31条繰上、平15条例29・平25条例40・一部改正)

第8章 雑則

(清掃指導員)

第31条 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する指導の職務を担当させるため、規則で定めるところにより、清掃指導員を置く。
(平13条例13・旧第32条繰上)

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
(平13条例13・旧第33条繰上)

第9章 罰則

(平24条例7・追加)

第33条 第21条の2第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

(平24条例7・追加)

第34条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表第1の規定は、平成6年4月分の一般廃棄物処理手数料から適用し、平成6年3月分までの一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前に改正前の大分市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例によってしたものとみなす。
(佐賀関町及び野津原町の編入に伴う経過措置)
- 5 佐賀関町及び野津原町の編入の日(以下「編入日」という。)前に佐賀関町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成11年佐賀関町条例第17号。以下「佐賀関町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
(平16条例73・追加)
- 6 編入日の属する月の前月分以前の佐賀関町の区域における一般廃棄物処理手数料(し尿に係るものを除く。)については、第25条の規定にかかわらず、佐賀関町条例の例による。
(平16条例73・追加)
- 7 編入日前の佐賀関町の区域における平成17年3月分までの一般廃棄物処理手数料(し尿に係るものに限る。)については、第25条の規定にかかわらず、佐賀関町条例の例による。
(平16条例73・追加)

附 則(平成6年条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成7年4月分以後の一般廃棄物処理手数料について適用し、平成7年3月分以前の一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成8年条例第42号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成9年4月分以後の一般廃棄物処理手数料について適用し、平成9年3月分以前の一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成9年条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表第1の規定は、平成9年4月分以後の一般廃棄物処理手数料について適用し、平成9年3月分以前の一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の大分市廃棄物処理施設条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成10年条例第15号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第37号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第13号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第29号)

この条例は、平成15年12月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第38号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表第1の規定は、平成16年4月分以後の一般廃棄物処理手数料について適用し、平成16年3月分以前の一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成16年条例第73号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第43号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定及び本則に1章を加える改正規定は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第82号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第40号)

(施行期日)

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は平成26年4月1日から、第2条並びに附則第3項、第4項及び第6項の規定は平成26年11月1日から、附則第5項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表第1の規定は、平成26年4月分以後の一般廃棄物処理手数料について適用し、平成26年3月分以前の一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(以下「新条例」という。)別表第1の規定は、平成26年11月分以後の一般廃棄物処理手数料について適用し、平成26年10月分以前の一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

- 4 新条例別表第2の規定は、新条例の施行の日以後に市が収集する家庭廃棄物の処理に係る一般廃棄物処理手数料から適用する。

(準備行為)

- 5 新条例第25条第1項の規定による一般廃棄物処理手数料(新条例別表第2に定めるものに限る。以下同じ。)の徴収及び同条第3項の規定による指定収集袋の交付並びに新条例第26条の規定による一般廃棄物処理手数料の減免は、新条例の施行の日前においても、これらの規定の例により行うことができる。

(検討)

- 6 市長は、新条例の施行後3年ごとに、新条例第19条の2、第25条及び別表第2の規定の施行の状況、家庭廃棄物の発生の状況等を勘案し、当該規定の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(令和元年条例第18号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

3 改正後の大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、令和元年10月分以後の一般廃棄物処理手数料について適用し、令和元年9月分以前の一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

附 則(令和元年条例第 50 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に市が収集するごみの処理に係る一般廃棄物処理手数料について適用し、同日前に市が収集したごみの処理に係る一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

別表第1(第20条、第25条関係)

(平6条例32・平8条例42・平9条例9・平15条例38・平25条例40・令元条例18・令元条例50・一部改正)

区分		手数料	
一般廃棄物	ごみ	一般家庭から生じた一時的多量の廃棄物を市が処理したとき。	軽貨物自動車(0.35トン積) 相当量以下 1回につき 1,960円
		犬、猫等の死体を市が処理したとき。	1体につき 710円
	し尿	定額制によるもの	世帯員1人につき 月額 330円 くみ取回数が1月につき1回を超える場合は、その超える回数 1回につき 660円
		従量制によるもの	18リットルにつき 165円

備考

1 一時的多量の廃棄物は、粗大ごみ、引っ越しの際排出されるごみ等、臨時的又は季節的に排出されるごみであって、1回の排出量が0.125立方メートル以上又は50キログラム以上のものとする。

2 し尿の手数料で定額制によるものは、一般世帯(次項に掲げるものを除く。)とする。

3 し尿の手数料で従量制によるものは、飲食店、官公署、事業所その他これらに類するもの並びに一般世帯のうち次の各号のいずれかに該当する便槽を有する世帯とする。

(1) 不定期又は臨時のくみ取を必要とする便槽

(2) 居住者以外の者が居住者と共用する便槽

(3) 雨水、洗水の流入、湧水等により、くみ取量が世帯人員に比して著しく多い便槽

(4) 構造上、水を使用する形式の便槽

(5) その他市長が必要と認める便槽

別表第2(第25条関係)

(平25条例40・追加)

区分	手数料	
一般廃棄物	家庭廃棄物(燃やせるごみ及び燃やせないごみに限る。)を市が定期の収集により処理する場合	ミニ袋(容量が5リットル相当のもの) 1組(10枚入り)につき 35円
		特小袋(容量が10リットル相当のもの) 1組(10枚入り)につき 70円
		小袋(容量が20リットル相当のもの) 1組(10枚入り)につき 140円
		中袋(容量が30リットル相当のもの) 1組(10枚入り)につき 210円
		大袋(容量が45リットル相当のもの) 1組(10枚入り)につき 315円

別表第3(第30条関係)

(平10条例15・平13条例13・平19条例43・一部改正、平25条例40・旧別表第2繰下)

区分	手数料の額
一般廃棄物収集運搬業許可手数料	1件につき 10,000円
一般廃棄物処分業許可手数料	
一般廃棄物収集運搬業許可更新手数料	
一般廃棄物処分業許可更新手数料	
一般廃棄物収集運搬業変更許可手数料	
一般廃棄物処分業変更許可手数料	
浄化槽清掃業許可手数料	
許可証再交付手数料	1件につき 2,000円

○大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則

平成6年3月23日

規則第13号

改正 平成6年10月19日規則第38号

平成9年2月21日規則第9号

平成10年3月27日規則第35号

平成12年12月13日規則第120号

平成13年3月30日規則第13号

平成14年12月24日規則第67号

平成15年11月11日規則第59号

平成16年12月28日規則第91号

平成17年8月23日規則第57号

平成18年3月31日規則第31号

平成24年3月27日規則第11号

平成24年6月27日規則第35号

平成24年12月17日規則第51号

平成24年12月26日規則第52号

平成26年3月31日規則第25号

平成28年3月30日規則第32号

平成30年3月30日規則第16号

令和3年3月23日規則第13号

令和5年3月29日規則第21号

大分市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和47年大分市規則第14号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成5年大分市条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「廃棄物」、「一般廃棄物」又は「産業廃棄物」とは、それぞれ廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条に規定する廃棄物、一般廃棄物又は産業廃棄物をいう。

2 この規則において「家庭廃棄物」、「事業系廃棄物」又は「事業系一般廃棄物」とは、それぞれ条例第2条第2項に規定する家庭廃棄物、事業系廃棄物又は事業系一般廃棄物をいう。

3 この規則において「特定家庭用機器廃棄物」とは、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物をいう。

(平12規則120・一部改正)

(廃棄物管理責任者)

第3条 条例第10条第1項の規定による指定を受けたごみ減量推進事業所の所有者又は管理者(以下「ごみ減量推進事業者」という。)は、同条第2項の規定により当該ごみ減量推進事業所から排出される事業系廃棄物を管理することができる者のうちから廃棄物管理責任者を選任し、廃棄物管理責任者選任届(様式第1号)により市長に届け出なければならない。

2 ごみ減量推進事業者は、前項の届出に変更があった場合には、その事実が生じた日から30日以内に廃棄物管理責任者選任届により市長に届け出なければならない。

(ごみ減量推進事業所における減量の計画)

第4条 条例第10条第3項の規定による事業系廃棄物の減量に関する計画書は、年度(4月1日から翌年の3月31日までとする。以下同じ。)ごとに作成し、廃棄物の減量に関する計画書(様式第2号)により毎年5月31日までに提出しなければならない。

(一般廃棄物処理の届出)

第5条 条例第20条の規定による届出は、一般家庭から生じた一時的多量の廃棄物又は犬、ねこ等の死体の収集を受けようとする者については一般廃棄物の臨時収集に関する届出書(様式第3号)、し尿の収集を受けようとする者についてはし尿の収集に関する届出書(様式第4号)によるものとする。

2 前項の規定は、し尿の収集に係る変更又は取消しについて準用する。

(平9規則9・平24規則11・一部改正)

(市長が指定する家庭廃棄物の一時的集積場所)

第5条の2 条例第21条の2第1項に規定する家庭廃棄物の一時的集積場所に係る市長の指定は、家庭廃棄物の一時的集積場所のうち再利用の可能な廃棄物の一時的集積場所であるものについて行うものとする。

2 市長は、前項の指定をしたときは、その位置を示した図面を作成し、一般の閲覧に供するとともに、当該指定をした一時的集積場所にその旨を表示するものとする。

(平24規則51・全改)

(収集又は運搬を禁止する廃棄物)

第5条の3 条例第21条の2第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 缶
- (2) 瓶
- (3) ペットボトル
- (4) プラスチック製の容器及び包装
- (5) 新聞紙、ちらしその他紙類
- (6) 布類
- (7) 小型電気電子機器
- (8) 金属類

(平24規則11・追加、平24規則35・旧第5条の2線下)

(調査)

第5条の4 市長は、条例第21条の2第1項の規定に違反した者について必要があると認めるときは、官公署又は関係機関に対し参考となるべき資料等の閲覧、提供その他の協力を求め、調査するものとする。

(平24規則35・追加)

(収集又は運搬の禁止命令)

第5条の5 条例第21条の2第2項の規定による命令は、収集・運搬禁止命令書(様式第5号)により行うものとする。

(平24規則11・追加、平24規則35・旧第5条の3線下)

(事業系一般廃棄物の受入基準)

第6条 条例第23条第1項に規定する規則で定める受入基準は、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物処理計画に従い、適正な分別がなされたものを搬入すること。
 - (2) 条例第19条第1項第1号から第5号までに掲げるものその他処理施設に支障をきたすものを搬入しないこと。
 - (3) 運搬車等は、廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れないように必要な措置を講ずること。
 - (4) 処理施設内においては、当該施設の管理者の指示に従うこと。
- 2 前項に規定するもののほか、処理施設における事業系一般廃棄物の受入れに関し必要な事項は、市長が別に定める。

(市が処分する産業廃棄物の範囲)

第7条 条例第24条に規定する一般廃棄物とあわせて市が処分することができる産業廃棄物は、脱水汚泥(市の終末処理場から生じた汚泥であって、脱水したものをいう。)とする。

(平14規則67・平17規則57・一部改正)

(手数料の徴収方法)

第8条 条例第25条第1項に規定する一般廃棄物処理手数料(以下「一般廃棄物処理手数料」という。)のうち条例別表第1に規定するものは、次の表に定めるところにより徴収する。ただし、一般家庭から生じた一時的多量の廃棄物の処理及び犬、ねこ等の死体の処理に係る手数料については、納入通知書を発するときは当該納入通知書を発した日から起算して10日を経過した日を納期限として徴収し、納入通知書を発しないときはその都度徴収する。

期別	期間	納期限
第1期	3月から5月まで	6月30日
第2期	6月から8月まで	9月30日
第3期	9月から11月まで	翌年1月4日
第4期	12月から翌年2月まで	翌年3月31日

2 前項の規定により徴収する一般廃棄物処理手数料の納期限が民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、これらの日の翌日を納期限とする。

3 一般廃棄物処理手数料のうち条例別表第2に規定するものは、指定収集袋(条例第19条の2に規定する指定収集袋をいう。以下同じ。)を交付する際に徴収する。

(平26規則25・一部改正)

(徴収の始期等)

第9条 前条第1項本文の規定により徴収する一般廃棄物処理手数料は、収集を開始した日の属する月分から転出その他の理由によって最後に収集をした日の属する月分まで徴収する。

2 人員若しくは収集回数の変更又は収集の取消しに伴う前項の一般廃棄物処理手数料の額の変更は、当該人員等の変更又は収集の取消しの生じた日の属する月の翌月分から行うものとする。

(平9規則9・平26規則25・一部改正)

(手数料の減免)

第10条 条例第26条の規定による一般廃棄物処理手数料の減免(条例別表第1に規定する一般廃棄物処理手数料に係るものに限る。)は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき生活扶助を受けている者 免除

(2) 天災その他の災害を受けた者であって、減免の必要があると市長が認めたもの 免除又は減額

(3) 前2号に規定するもののほか、市長が特に減免の必要があると認めた者 免除又は減額

2 前項の一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。ただし、前項第2号に該当する者であって、特に市長が認める場合は、この限りでない。

3 条例第26条の規定による一般廃棄物処理手数料の減免(条例別表第2に規定する一般廃棄物処理手数料に係るものに限る。)は、次に掲げる者に対して行うものとする。

(1) 生活保護法に基づき生活扶助を受けている者

(2) 3歳未満の乳幼児を養育する者

(3) 日常生活において常時紙おむつ等を使用する必要があると市長が認めた者

(4) 前各号に規定する者のほか、市長が特に減免の必要があると認めた者

4 市長は、前項の一般廃棄物処理手数料の減免を行うときは、郵送その他市長が適当と認める方法により、当該減免を受ける者に別に定める数の指定収集袋を交付するものとする。

5 第3項の一般廃棄物処理手数料の減免に係る手続は、市長が別に定める。

(平26規則25・平30規則16・一部改正)

(一般廃棄物収集運搬業の許可申請)

第11条 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、条例第27条の規定により、一般廃棄物収集運搬業許可(更新)申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

ア 住民票の写し

イ 登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。)

ウ 大分市が発行する所得証明書その他所得を証する書類(第14条第2号ただし書の規定の適用を受ける者にあつては、当該者の住所のある市区町村が発行する所得証明書その他所得を証する書類。)

(2) 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

ア 役員の住民票の写し

イ 役員の登記事項証明書

ウ 法人の定款又は寄附行為

エ 法人の登記簿の謄本

オ 法人税を納税していることを証する書類

(3) 大分市が発行する市税完納証明書その他大分市の市税を滞納していないことを証明する書類(第14条第2号ただし書の規定の適用を受ける者にあつては、当該者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地のある市区町村が発行する市区町村税完納証明書その他当該市区町村税を滞納していないことを証する書類)

(4) 営業規程及び取扱料金表

(5) 事務所及び事業場並びに車庫の所在地見取図

(6) 業務計画書(様式第8号)

(7) 従業員名簿

(8) 営業車両の写真及び自動車検査証記録事項(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項をいう。)を証する書類

(9) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでの規定のいずれにも該当しない旨を記載した書類

(10) 誓約書(様式第9号)

(11) その他市長が必要と認める書類

2 法第7条第2項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者(以下この項において「申請者」という。)は、条例第27条の規定により、一般廃棄物収集運搬業許可(更新)申請書に、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 個人 申請者の住所のある市区町村が発行する所得証明書その他所得を証する書類、申請者の住所のある市区町村が発行する市区町村税完納証明書その他当該市区町村の市区町村税を滞納していないことを証する書類並びに前項第1号ア及びイ、同項第4号並びに同項第6号から第11号までに規定する書類
 - (2) 法人 申請者の本店又は主たる事務所の所在地のある市区町村が発行する市区町村税完納証明書その他当該市区町村の市区町村税を滞納していないことを証する書類並びに前項第2項、第4号及び同項第6号から第11号までに規定する書類
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる申請書に添付する書類の一部を省略させることができる。
(平6規則38・平13規則13・平15規則59・平16規則91・一部改正)

(一般廃棄物処分業の許可申請)

第12条 法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可(以下「一般廃棄物処分業の許可」という。)を受けようとする者(以下この項において「申請者」という。)は、条例第27条の規定により、一般廃棄物処分業許可(更新)申請書(様式第10号)に、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 個人 大分市が発行する所得証明書その他所得を証する書類、大分市が発行する市税完納証明書その他大分市の市税を滞納していないことを証する書類並びに前条第1項第1号ア及びイ、同項第4号、第6号、第7号、第9号並びに第10号に規定する書類並びに次に掲げる書類

ア 事業概略書

イ 環境保全措置計画書

ウ 事業の用に供する施設の構造等に関する書類及び法第8条第1項の許可を受けていることを証する書類

エ 事業の用に供する土地に係る登記簿の謄本又は賃貸借契約書の写し

オ 資産に関する調書

カ 資金計画書

キ その他市長が必要と認める書類

(2) 法人 大分市が発行する市税完納証明書その他大分市の市税を滞納していないことを証する書類並びに前条第1項第2号、第4号、第6号、第7号、第9号及び第10号に規定する書類並びに次に掲げる書類

ア 事業概略書

イ 環境保全措置計画書

ウ 事業の用に供する施設の構造等に関する書類及び法第8条第1項の許可を受けていることを証する書類

エ 事業の用に供する土地に係る登記簿の謄本又は賃貸借契約書の写し

オ 直近3年分の貸借対照表及び損益計算書

カ 資金計画書

キ その他市長が必要と認める書類

2 法第7条第7項の規定による一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者(以下この項において「申請者」という。)は、条例第27条の規定により、一般廃棄物処分業許可(更新)申請書に、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 個人 申請者の住所のある市区町村が発行する所得証明書その他所得を証する書類、申請者の住所のある市区町村が発行する市区町村税完納証明書その他当該市区町村の市区町村税を滞納していないことを証する書類並びに前条第1号第1号ア及びイ、同項第4号、第6号、第7号、第9号並びに第10号に規定する書類並びに前項第1号アからキまでに規定する書類

(2) 法人 申請者の本店又は主たる事務所の所在地のある市区町村が発行する市区町村税完納証明書その他当該市区町村の市区町村税を滞納していないことを証する書類並びに前条第1項第2号、第4号、第6号及び第7号、第9号及び第10号に規定する書類並びに前項第2号アからキまでに規定する書類

3 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる申請書に添付する書類の一部を省略させることができる。

(一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の変更許可申請)

第13条 一般廃棄物収集運搬業の許可に係る法第7条の2第1項の規定による事業の範囲の変更の許可を受けようとする者(以下この項において「申請者」という。)は、条例第28条の規定により、一般廃棄物収集運搬業(処分業)変更許可申請書(様式第11号)に次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 個人 第11条第2項第1号に規定する書類

(2) 法人 第11条第2項第2号に規定する書類

2 一般廃棄物処分業の許可に係る法第7条の2第1項の規定による事業の範囲の変更の許可を受けようとする者(以下この項において「申請者」という。)は、条例第28条の規定により、一般廃棄物収集運搬業(処分業)変更許可

可申請書に次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 個人 第12条第2項第1号に規定する書類
- (2) 法人 第12条第2項第2号に規定する書類

第14条 一般廃棄物収集運搬業の許可若しくは一般廃棄物処分業の許可(以下これらを「一般廃棄物処理業の許可」という。)、一般廃棄物処理業許可の更新(以下「許可の更新」という。)又は前条第1項若しくは第2項の規定による変更の許可(以下これらを「変更の許可」という。)をする場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 法第7条第5項又は第10項に適合していること。
- (2) 申請者が市内に住所又は事業所を有する者であること。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- (3) 一般廃棄物の適正な処理に関し市長が必要と認める事項に適合していること。
(平13規則13・平15規則59・一部改正、令3規則13・旧第13条繰下・一部改正)

(一般廃棄物の事業の範囲の指定)

第15条 市長は、一般廃棄物処理業の許可若しくは許可の更新又は変更の許可をしようとするときは、一般廃棄物のうち収集、運搬又は処分をする一般廃棄物の事業の範囲を次の区分により定めなければならない。

- (1) し尿
 - (2) 浄化槽汚泥(浄化槽、建築物に設置されている排水槽(排水にし尿を含むものに限る。)及びディスポーザー排水処理システムの排水処理槽から発生する汚泥をいう。以下同じ。)
 - (3) 事業系ごみ
 - (4) 特定家庭用機器廃棄物
- 2 一般廃棄物処理業の許可若しくは許可の更新又は変更の許可を受けた者は、前項の規定により定められた区分以外の一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行ってはならない。
(平6規則38・平12規則120・平13規則13・平18規則31・一部改正、令3規則13・旧第14条繰下・一部改正)

(浄化槽清掃業の許可申請)

第16条 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可(以下「浄化槽清掃業の許可」という。)を受けようとするも者(以下この項において「申請者」という。)は、条例第29条の規定により、浄化槽清掃業許可申請書(様式第12号)に次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 個人 第11条第1項第1号、第3号から第5号まで及び第10号に規定する書類並びに次に掲げる書類
 - ア 申請者(申請者が浄化槽清掃業に係る営業に関し成年人と同一の能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む)を含む)が浄化槽法第36条第2号イからニまで及びヘからチまでの規定のいずれにも該当しない旨を記載した書類
 - イ 申請者が環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第11条第1号から第3号までに規定する器具を有している旨を記載した書類
 - ウ 申請者が浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び相当の経験を有している旨を記載した書類
 - エ 資格者名簿及び認定書の写し
 - オ その他市長が必要と認める書類
 - (2) 法人 第11条第1項第2号から第5号まで及び第10号に規定する書類並びに前号イからオまでに規定する書類並びに申請者(その役員を含む。)が浄化槽法第36条第2号イからニまで及びヘからチまでの規定のいずれにも該当しない旨を記載した書類
- 2 浄化槽清掃業の許可を受けている者が当該許可の期間の満了に伴い新たに浄化槽清掃業の許可の申請を行う場合においては、条例第29条の規定により、浄化槽清掃業許可申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 個人 申請者の住所のある市区町村が発行する所得証明書その他所得を証する書類、申請者の住所のある市区町村が発行する市区町村税完納証明書その他当該市区町村の市区町村税を滞納していないことを証する書類並びに第11条第1項第1号ア及びイ、第4号並びに第10号に規定する書類並びに前項第1号アからオまでに規定する書類
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる申請者に添付する書類の一部を省略させることができる。
(平12規則120・平13規則13・平16規則91)

(許可の有効期間)

第17条 一般廃棄物処理業の許可及び浄化槽清掃業の許可は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条の5及び浄化槽法第35条第2項の規定に基づき、その有効期間を2年間とする。

(平13規則13・全改、平24規則11・一部改正、令3規則13・旧第16条繰下)

(許可証)

第18条 市長は、一般廃棄物処理業の許可若しくは許可の更新若しくは変更の許可又は浄化槽清掃業の許可を行ったときは、許可証(様式第13号。以下「許可証」という。)を交付する。

2 許可証を紛失し、又は毀損したため許可証の再交付を受けようとする者は、許可証再交付申請書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

(平13規則13・平30規則16・一部改正、令3規則13・旧第17条繰下)

(変更の届出)

第19条 一般廃棄物処理業の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処理業者」という。)は、住所その他廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第2条の6第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、法第7条の2第3項の規定により、当該変更の日から10日以内に許可申請事項変更届(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

2 浄化槽清掃業の許可を受けた者(以下「浄化槽清掃業者」という。)は、第16条第1項又は第2項の申請書及び添付書類の内容に変更があったときは、浄化槽法第37条の規定により、当該変更の日から30日以内に許可申請事項変更届を市長に提出しなければならない。

(平13規則13・全改、令3規則13・旧第18条繰下・一部改正)

(業務の廃止等)

第20条 一般廃棄物処理業者は、その事業の全部又は一部を廃止したときは、法第7条の2第3項の規定により、当該廃止の日から10日以内に業務廃止届(様式第16号)を市長に提出しなければならない。

2 浄化槽清掃業者が浄化槽法第38条各号のいずれかに該当することとなった場合においては、同条各号に掲げる者は、同条の規定により、30日以内に業務廃止届を市長に提出しなければならない。

(平13規則13・全改、令3規則13・旧第19条繰下・一部改正)

(車両の表示)

第21条 市長は、一般廃棄物処理業者のうち一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者及び浄化槽清掃業者に対し、当該業の用に供する車両に「大分市一般廃棄物収集運搬業許可業者」又は「大分市浄化槽清掃業許可業者」の表示をすることを求めるものとする。

(平13規則13・追加、令3規則13・旧第20条繰下)

(許可証の返還)

第22条 市長は、一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者に対し、当該一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を返還することを求めるものとする。

- (1) 許可の有効期間が満了したとき。
- (2) 許可を取り消されたとき。
- (3) 業務を廃止したとき。

(平13規則13・旧第20条繰下・一部改正、令3規則13・旧第21条繰下)

(汚泥搬入予定の届出)

第23条 市長は、一般廃棄物処理業者(第15条第1項第2号の浄化槽汚泥の収集及び運搬の指定を受けた者に限る。)に対し、当該一般廃棄物処理業者が浄化槽の清掃作業に伴い引き出した汚泥を市の処理施設に搬入しようとするときは、当該作業を行う月の汚泥搬入予定数量を前月の末日までに報告することを求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による届出を行った者に対し、当該届出の内容に変更があったときは、直ちに届け出を求めものとする。

(平13規則13・一部改正、令3規則13・旧第22条繰下・一部改正)

(実績報告)

第24条 市長は、一般廃棄物処理業者に対し、市長が別に定めるところにより、業務の実績を報告することを求めるものとする。

2 市長は、浄化槽清掃業者に対し、浄化槽の清掃に係る毎月の実績を当該浄化槽の清掃を行った月の翌月の15日までに、浄化槽清掃報告書(様式第17号)により報告することを求めるものとする。

(平13規則13・一部改正、令3規則13・旧第23条繰下)

(清掃指導員)

第25条 条例第31条に規定する清掃指導員は、市職員のうちから、市長が任命する。

2 前項の清掃指導員は、その身分を示す証票として清掃指導員証(様式第18号)を携帯し、必要があるときは関係人にこれを提示するものとする。

(平13規則13・一部改正、令3規則13・旧第24条繰下)

(委任)

第26条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(令3規則13・旧第25条繰下)

附 則

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の大分市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)第12条又は第16条の規定によりなされている許可に係る申請は、この規則第11条又は第15条の規定によりなされている許可に係る申請とみなす。
- 3 前項に規定するもののほか、この規則の施行前に旧規則の規定によってした処分、手続その他の行為は、この規則中にこれに相当する規定があるときは、この規則によってした処分、手続その他の行為とみなす。
- 4 この規則の施行の際、旧規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成6年規則第38号)

- 1 この規則は、平成6年12月1日から施行する。
- 2 改正後の大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第11条、第14条及び様式第9号の規定は、平成7年4月1日以降の一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可又は許可の更新について適用する。

附 則(平成9年規則第9号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年規則第35号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年規則第120号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第15条第1項第7号の改正規定は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年規則第13号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際改正前の大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則様式第1号、様式第6号から様式第8号まで、様式第10号から様式第12号まで、様式第14号、様式第16号、様式第18号及び様式第19号の規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成14年規則第67号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年規則第59号)

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

附 則(平成16年規則第91号)

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第57号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第31号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第15条第1項第6号の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年規則第25号)

この規則は、平成26年11月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第32号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第16号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第10条第3項第2号の規定は、この規則の施行の日以後に満3歳となる乳幼児を養育する者に対する一般廃棄物処理手数料の減免について適用する。

附 則(令和3年規則第13号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の次に掲げる行為について適用し、同日前のこれらの行為については、なお従前の例による。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業の許可の申請
- (2) 一般廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請
- (3) 一般廃棄物処分業の許可の申請
- (4) 一般廃棄物処分業の許可の更新の申請
- (5) 一般廃棄物収集運搬業の変更の許可の申請
- (6) 一般廃棄物処分業の変更の許可の申請
- (7) 浄化槽清掃業の許可の申請
- (8) 一般廃棄物処理業の許可を受けた者に係る変更の届出
- (9) 浄化槽清掃業の許可を受けた者に係る変更の届出

○大分市廃棄物処理施設整備基金条例

平成26年3月28日
条例第2号

(設置)

第1条 一般廃棄物処理施設の整備に要する経費に充てるため、大分市廃棄物処理施設整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条に規定する目的を達成するため必要があると認めるときは、予算の定めるところにより、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○大分市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

平成 10 年 12 月 15 日
条例第 46 号
改正 平成 23 年 3 月 22 日 条例第 6 号
令和 2 年 12 月 15 日 条例第 52 号

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)第9条の3第2項(同条第9項(法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)において準用する場合を含む。以下同じ。)又は法第9条の3の3第2項(同条第3項において準用する法第9条の3第9項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、法第9条の3第1項又は法第9条の3の3第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び法第9条の3第8項(法第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。)に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、市長又は市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者(以下「受託者」という。)が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果及び法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類(以下「報告書等」という。)の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書(以下「意見書」という。)の提出の方法を定めることにより、当該一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者に意見書を提出する機会を付与することを目的とする。
(平 23 条例 6・令 2 条例 52・一部改正)

(対象となる施設の種類)

第2条 法第9条の3第2項の規定による報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設(以下「焼却施設」という。)及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場(以下「最終処分場」という。)とする。
2 法第9条の3の3第2項の規定による報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、焼却施設とする。
(令 2 条例 52・一部改正)

(縦覧の告示)

第3条 市長は、法第9条の3第2項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書等を縦覧に供する場所(以下「縦覧の場所」という。)及び縦覧に供する期間(以下「縦覧の期間」という。)のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。
(1) 焼却施設又は最終処分場の名称
(2) 焼却施設又は最終処分場の設置の場所
(3) 焼却施設又は最終処分場の種類
(4) 焼却施設又は最終処分場において処理する一般廃棄物の種類
(5) 焼却施設又は最終処分場の能力(最終処分場にあつては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
(6) 実施した生活環境影響調査の項目
2 受託者は、法第9条の3の3第2項前段の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を市長に届け出なければならない。
(1) 焼却施設の名称
(2) 焼却施設の設置の場所
(3) 焼却施設の種類
(4) 焼却施設において処理する一般廃棄物の種類
(5) 焼却施設の能力
(6) 実施した生活環境影響調査の項目
3 市長は、前項の規定による届出があつたときは、縦覧の場所、縦覧の期間及び同項各号に掲げる事項を速やかに告示するものとする。
(令 2 条例 52・一部改正)

(縦覧の場所及び期間)

第4条 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。
(1) 大分市環境部
(2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、市長が指定する場所
(3) 受託者の事業所(受託者が法第9条の3の3第2項前段の規定により報告書等を公衆の縦覧に供する場合に限る。)
(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所
2 縦覧の期間は、告示の日から1月間とする。ただし、市長が法第9条の3第2項の規定により報告書等(法第9条の3の2の規定に係る焼却施設又は最終処分場に係るものに限る。)を公衆の縦覧に供する場合又は受託者が法第9

条の3の3第2項前段の規定により報告書等を公衆の縦覧に供する場合において、市長が特に必要があると認めるときは、当該期間を短縮することができる。
(令2条例 52・一部改正)

(意見書の提出先等の告示)

第5条 市長は、法第9条の3第2項又は法第9条の3の3第2項後段の規定により焼却施設又は最終処分場の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。
(令2条例 52・一部改正)

(意見書の提出先及び提出期限)

第6条 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

- (1) 大分市環境部
 - (2) 受託者の事業所(受託者が法第9条の3の3第2項前段の規定により報告書等を公衆の縦覧に供する場合に限る。)
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所
- 2 前条の規定による告示があったときは、焼却施設又は最終処分場の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第4条第2項本文の縦覧の期間(同項ただし書の規定による当該期間の短縮があった場合は、短縮後の当該期間)の満了の日の翌日から起算して2週間(前条の規定による告示に係る焼却施設又は最終処分場が法第9条の3の2又は法第9条の3の3の規定に係るものである場合において、市長が特に必要があると認めるときは、2週間以内で市長が定めて告示する期間)を経過する日までに、市長(受託者が焼却施設の設置又は変更に係る届出をしようとするときは、受託者)に意見書を提出することができる。
(令2条例 52・一部改正)

(他の市町村との協議)

第7条 市長は、焼却施設又は最終処分場の設置に関する区域が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について、協議するものとする。

- (1) 焼却施設又は最終処分場を他の市町村の区域に設置するとき。
- (2) 焼却施設又は最終処分場の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
- (3) 焼却施設又は最終処分場の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、大分市の区域に属しない地域が含まれているとき。

(令2条例 52・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 11 年4月1日から施行する。

附 則(平成 23 年条例第6号)

この条例は、平成 23 年4月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第 52 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○大分市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則

平成 11 年 3 月 5 日
規則第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大分市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例(平成 10 年大分市条例第 46 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(令 2 規則 62・一部改正)

(縦覧の期間)

第 2 条 報告書等(条例第 1 条に規定する報告書等をいう。以下同じ。)の縦覧は、条例第 4 条第 2 項の規定による縦覧の期間のうち、次に掲げる日においては、行わないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(縦覧の手続)

第 3 条 報告書等を縦覧しようとする者(以下「縦覧者」という。)は、縦覧申込簿に必要事項を記入することにより申し込みなければならない。
(令 2 規則 62・一部改正)

(縦覧者の遵守事項)

第 4 条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
 - (2) 報告書等を汚損し、毀損し、又は滅失しないこと。
 - (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
 - (4) 係員の指示があった場合には、当該指示に従うこと。
- 2 市長は、前項各号のいずれかの規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。
(令 2 規則 62・一部改正)

(市民の意見書の記載事項)

第 5 条 条例第 6 条第 2 項の規定に基づき提出する意見書には、次に掲げる事項を全て記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに事務所又は事業所の所在地)
 - (2) 施設焼却施設(条例第 2 条第 1 項に規定する焼却施設をいう。)又は最終処分場(同項に規定する最終処分場をいう。)の名称
 - (3) 生活環境の保全上の見地からの意見
- (令 2 規則 62・一部改正)

附 則

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年規則第 62 号)

この規則は、公布の日から施行する。

○大分市が設置する一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例

平成24年12月17日
条例第60号

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第21条第3項の規定に基づき、大分市が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格に関し必要な事項を定めるものとする。

(技術管理者の資格)

第2条 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

○大分市廃棄物処理施設条例

昭和47年3月29日
条例第7号
改正 昭和49年3月29日条例第2号
昭和50年5月21日条例21号
昭和51年3月29日条例7号
昭和52年6月30日条例第38号
昭和53年3月31日条例第9号
昭和55年3月29日条例第8号
昭和56年7月1日条例第23号
昭和61年6月23日条例第25号
平成3年12月24日条例第31号
平成5年12月20日条例第25号
平成9年3月31日条例第9号
平成14年12月17日条例39号
平成15年12月16日条例第38号
平成16年12月17日条例第42号
平成18年3月28日条例第9号
平成18年12月18日条例第53号
平成25年12月16日条例第41号
令和元年12月16日条例第51号

大分市清掃施設条例(昭和39年大分市条例第32号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、別に定めがあるもののほか、本市の一般廃棄物処理施設(以下「施設」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(平18条例53・一部改正)

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 大分市福宗環境センター 大分市大字福宗618番地
- (2) 大分市佐野清掃センター 大分市大字佐野3400番地の10
- (3) 大分市大洲園処理場 大分市西新地一丁目7番3号
- (4) 大分市関崎清浄園 大分市大字佐賀関2の4057番地の1

(昭61条例25・全改、平14条例39・平16条例42・平18条例9・一部改正、平18条例53・旧第3条繰上・一部改正)

(使用の許可)

第3条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、施設をき損するおそれがあるとき、その他必要があるときは、施設の使用を許可しないことができる。

(平18条例53・旧第4条繰上)

(使用条件)

第4条 市長は、施設の使用を許可するにあたっては管理上必要な使用条件を付することができる。

(平18条例53・旧第5条繰上)

(使用料)

第5条 第3条第1項の規定により施設の使用の許可を受けた者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、使用許可の際に納付しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、やむを得ない事由により施設の使用を中止した場合において、市長が返還することを相当と認めた場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(昭51条例7・昭61条例25・平5条例25・一部改正、平18条例53・旧第6条繰上・一部改正)

(使用料の減免)

第6条 市長は、感染症その他特別の事情があると認めるときは、前条第1項の使用料を減免することができる。

(平11条例6・一部改正、平18条例53・旧第7条繰上)

(損害賠償)

第7条 施設を損傷し、又は滅失した者は、市長の定めるところによりこれを原型に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。
(昭61条例25・一部改正、平18条例53・旧第8条繰上)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、施設の管理について必要な事項は、規則で定める。
(平18条例53・旧第9条繰上)

附 則

(施行期日)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年1月1日から適用する。

附 則(昭和50年条例第21号)

この条例は、昭和50年6月1日から施行する。

附 則(昭和51年条例第7号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年条例第8号)

1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

2 改正後の大分市廃棄物処理施設条例別表のごみ埋立場の項の規定は、昭和55年10月1日以後の使用料から適用し、昭和55年9月30日までの使用料については、なお従前の例による。

附 則(昭和56年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年条例第25号)

この条例は、昭和61年9月1日から施行する。

附 則(平成3年条例第31号)抄

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

4 第3条の規定による改正後の大分市廃棄物処理施設条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料から適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成5年条例第25号)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

2 改正後の大分市廃棄物処理施設条例別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る使用料から適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成9年条例第9号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 改正後の大分市廃棄物処理施設条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成11年条例第6号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第39号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第38号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 改正後の大分市廃棄物処理施設条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成16年条例第42号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

(佐賀関町及び野津原町の編入に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に佐賀関町廃棄物処理施設条例(昭和50年佐賀関町条例第20号。以下「佐賀関町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の大分市廃棄物処理施設条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日前に佐賀関町条例第4条第1項の規定により佐賀関町長が行った許可に係る使用料の額は、改正後の第6条の規定にかかわらず、佐賀関町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成11年佐賀関町条例第17号)の例による。

附 則(平成18年条例第9号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第53号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第41号)

(施行期日)

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は平成26年4月1日から、第2条及び附則第3項の規定は平成26年7月1日から、第3条及び附則第4項の規定は平成26年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の別表の規定は、平成26年4月1日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の別表の規定は、平成26年7月1日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の別表の規定は、平成26年11月1日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 5 第3条の規定による改正後の別表の規定は、令和2年4月1日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和元年条例第51号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表

(平5条例25・全改、平9条例9・平15条例38・平25条例41・令元条例51・一部改正)

区分	金額
事業活動に伴い生じた一般廃棄物及び産業廃棄物	10キログラムまでごとに100円
一般家庭から生じた廃棄物	10キログラムまでごとに35円

備考

- 1 この表において「一般廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。
- 2 この表において「産業廃棄物」とは、法第2条第4項に規定する産業廃棄物のうち、大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成5年大分市条例第24号)第24条に規定する一般廃棄物とあわせて市が処分することができる産業廃棄物をいう。
- 3 一般家庭から生じた廃棄物で、1回の搬入量が350キログラムを超えるものは、事業活動に伴い生じた一般廃棄物及び産業廃棄物とみなして使用料を徴収する。

○大分市廃棄物処理施設管理規則

昭和53年4月1日

規則第5号

改正 昭和56年7月17日規則第27号
昭和58年5月30日規則第54号
昭和61年6月28日規則第29号
昭和62年9月29日規則第39号
平成3年6月1日規則第23号
平成5年2月22日規則第21号
平成9年3月25日規則第23号
平成10年3月13日規則第6号
平成15年3月25日規則第4号
平成16年12月28日規則第92号
平成19年3月31日規則第23号
平成20年3月31日規則第17号
平成24年3月30日規則第13号
平成25年3月29日規則第50号

(趣旨)

第1条 この規則は、大分市廃棄物処理施設条例(昭和47年大分市条例第7号。以下「条例」という。)第2条に規定する施設の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(昭61規則29・全改、平16規則92・平19規則23・一部改正)

(組織)

第2条 条例第2条に規定する施設は、環境部清掃施設課に所属するものとし、次の表の左欄に掲げる施設については、それぞれ同表の右欄に掲げる施設により構成するものとする。

施設	構成施設
大分市福宗環境センター	ごみ焼却施設及びリサイクルプラザ(大分エコライフプラザを含む。)並びに最終処分場
大分市佐野清掃センター	ごみ焼却施設及び最終処分場
大分市大洲園処理場	し尿処理施設
大分市関崎清浄園	最終処分場

(平19規則23・全改、平20規則17・平24規則13・一部改正)

(職員)

第3条 条例第2条に規定する施設(大分市関崎清浄園を除く。以下「施設」という。)に所長又は場長(以下「所長等」という。)を置く。

- 2 施設に次長を置くことができる。
- 3 施設に参事補、主幹、主査及び専門員を置くことができる。
- 4 所長等は、上司の命を受け、施設の管理運営及び所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 5 次長は、所長等を補佐し、施設の事務を処理する。
- 6 参事補、主幹、主査及び専門員は、上司の命を受け、その担当事務を処理する。

(昭61規則29・昭62規則39・平3規則23・平5規則21・平19規則23・平24規則13・平25規則50・一部改正)

(分掌事務)

第4条 施設の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 施設の管理運営に関すること。
- (2) ごみ及びし尿の受入れ並びにこれらの処理に関すること。
- (3) 使用料の徴収に関すること。

(平19規則23・一部改正)

(専決事項)

第5条 所長等の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 所属職員の時間外勤務命令に関すること。
- (2) 所属職員の休暇及び欠勤に関すること。
- (3) 所属職員の市内旅行命令に関すること。
- (4) 庁用自動車の配車及び運行に関すること。

(昭61規則29・一部改正)

(報告)

第6条 所長等は、専決した事項で必要と認められるものについては、直ちに上司に報告しなければならない。

(昭61規則29・平19規則23・一部改正)

(代決)

第7条 所長等不在のときは、その専決事項は、次に定める者が代決することができる。

(1) 参事補又は主幹(以下「参事補等」という。)を置く場合にあっては、参事補等(参事補等不在のときにあっては、次長又は主管事務について主査若しくは専門員)

(2) 参事補等を置かず次長、主査又は専門員を置く場合にあっては、次長又は主管事務について主査若しくは専門員

2 前条の規定は、前項の代決について準用する。

(昭61規則29・昭62規則39・平3規則23・平5規則21・平19規則23・平24規則13・平25規則50・一部改正)

附 則

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年規則第54号)

この規則は、昭和58年6月1日から施行する。

附 則(昭和61年規則第29号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和61年9月1日から施行する。

(大分市鬼崎不燃物処理場管理規則の廃止)

2 大分市鬼崎不燃物処理場管理規則(昭和56年大分市規則第23号)は廃止する。

附 則(昭和62年規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年規則第21号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成9年規則第23号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年規則第6号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成15年規則第4号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年規則第92号)

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第23号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第17号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第13号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第50号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

○大分市廃棄物の再生利用業者の指定に関する規則

平成9年2月18日
規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号及び第10条の3第2号の規定に基づき、再生利用業者の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生利用業者 再生利用されることが確実であると市長が認めた廃棄物のみの収集、運搬又は処分を業として行う者であつて市長の指定を受けたものをいう。
- (2) 再生輸送 再生利用されることが確実であると市長が認めた廃棄物のみの収集又は運搬を行うことをいう。
- (3) 再生活用 再生利用されることが確実であると市長が認めた廃棄物のみの処分を行うことをいう。

(再生利用業者の指定の申請)

第3条 再生利用業者の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、再生利用業者指定申請書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(再生利用業者の変更の指定申請)

第4条 再生利用業者が、次に掲げる事項の変更の指定を受けようとするときは、再生利用業変更指定申請書(様式第2号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 再生輸送及び再生活用の別
- (2) 取り扱う廃棄物の種類
- (3) 再生利用の方法
- (4) 取引関係

(再生利用業者の指定の期限等)

第5条 市長は、第3条の規定に基づき再生利用業者として指定する場合には、期限を付し、又は生活環境保全上必要な条件を付すことができる。

2 市長は、前条の規定に基づき再生利用業者に対し変更の指定を行う場合においても、生活環境保全上必要な条件を付すことができる。

(指定証の交付)

第6条 市長は、再生利用業者の指定をしたときは、再生利用業者指定証(様式第3号。以下「指定証」という。)を交付する。

2 市長は、再生利用業者に関し変更の指定をしたときは、交付済みの指定証と引き換えに新たな指定証を交付する。

(再生利用業の廃止、変更の届出等)

第7条 再生利用業者は、事業の全部若しくは一部を廃止し、若しくは事業を休止し、又は住所等を変更したときは、当該事由発生の日から10日以内に再生利用業廃止(休止)届(様式第4号)又は再生利用業変更届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第8条 市長は、再生利用業者が不正によりその指定を受けたとき、又はその業務を適正かつ確実に実施することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

(更新の指定)

第9条 再生利用業者の指定期間満了後再生利用業者として更新の指定を受けようとする者は、当該指定期間の満了日前30日までに第3条に規定する再生利用業者指定申請書に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 第5条第1項及び第6条第1項の規定は、前項の更新の指定があった場合に準用する。

(指定証の返還等)

第10条 再生利用業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに指定証を市長に返還しなければならない。

- (1) 事業を廃止したとき、又は指定の有効期間が満了したとき。
- (2) 指定を取り消されたとき、又は事業の全部の停止を命じられたとき。

2 市長は、事業の停止処分を解除したときは、返還された指定証を再生利用業者に還付するものとする。

(指定証の再交付)

第11条 再生利用業者は、指定証を紛失し、又はき損し、若しくは著しく汚損したときは、直ちに再生利用業者指定証再交付申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。この場合において、再生利用業者が指定証をき損し、又は著しく汚損したことを原因とするときは、併せて当該指定証を提出しなければならない。

2 再生利用業者は、指定証の再交付を受けた後において、紛失した指定証を発見したときは、直ちにこれを市長に返還しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に大分県知事若しくは大分県の保健所長のした再生利用業者の指定その他の行為又はこの規則の施行の際現に大分県知事若しくは大分県の保健所長に対して行っている指定の申請その他の行為で、この規則の施行の日以後において大分市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、法令に別段の定めがあるものを除き、同日以後においては、大分市長のした指定その他の行為又は大分市長に対して行った指定の申請その他の行為とみなす。

○大分市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例

平成12年6月26日

条例第30号

改正 平成24年9月21日条例第34号

(目的)

第1条 この条例は、放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を定め、放置自動車により生ずる障害を除去することにより、市民の快適な生活環境の維持及び美観の保持を図り、もって良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第1条第2項に規定する第2種原動機付自転車をいう。
- (2) 放置 物件が正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外の場所に相当の期間にわたり置かれていることをいう。
- (3) 放置自動車 自動車で、その機能の一部又は全部を失った状態で放置されているものをいう。
- (4) 事業者等 自動車の製造、輸入、販売、整備又は解体を業として行っている者及びそれらの者の団体をいう。
- (5) 所有者等 自動車の所有権、占有権又は使用権を現に有する者又は最後に有した者及び自動車を放置した者又は放置させた者をいう。
- (6) 公共の場所 道路、公園、河川その他公共の用に供されている場所で市が管理しているものをいう。
- (7) 廃物 自動車として本来の用途に供することが困難な状態にあり、かつ、汚物又は不要物と認められるものをいう。
- (8) 処分等 廃物を、撤去し、及び処分すること並びに処理するために必要な措置を採ることをいう。

(市の責務)

第3条 市は、放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な施策を実施するとともに、当該施策の実施に関し啓発及び広報活動を行うものとする。

(市民の責務)

第4条 市民(市の区域内において自動車を所有し、又は使用する者を含む。)は、市が前条の規定により実施する施策(以下「市の施策」という。)に協力しなければならない。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、自動車が放置自動車とならないよう啓発、回収その他の適切な措置を講ずるよう努めるとともに、市の施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地を所有し、占有し、又は管理する者(以下「土地所有者等」という。)は、その土地について自動車の放置を防止する適切な措置を講ずるよう努めるとともに、市の施策に協力しなければならない。

(自動車の放置の禁止)

第7条 何人も、正当な理由なく自動車を放置し、若しくは放置させ、又はこれらの行為をしようとする者に協力してはならない。

(通報等)

第8条 放置されていると料される自動車(以下「調査対象自動車」という。)を発見した者は、市長にその旨を通知するよう努めなければならない。

2 市長は、前項の規定による通報を受けた場合において必要があると認めるときは、その内容を関係機関等に通報する等適切な措置を講ずるものとする。

(依頼)

第9条 土地所有者等(市を除く。)は、その土地に調査対象自動車が存するときは、市長に対し、当該調査対象自動車について調査を依頼することができる。

(調査及び警告)

第10条 市長は、第8条第1項又は前条の規定による通報又は依頼があった場合において必要があると認めるときその他必要があると認めるときは、調査対象自動車の状況、所有者等その他市長が必要と認める事項を調査するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による調査の結果、調査対象自動車は放置自動車であると判明したときは、所有者等に適正な処理を促すため、当該放置自動車に警告書をはり付けるものとする。

(立入調査)

- 第11条** 市長は、前条第1項の規定により調査するために必要があると認めるときは、当該職員に、調査対象自動車がある土地に立ち入り、これを調査させることができる。
- 2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
 - 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(撤去勧告)

- 第12条** 市長は、公共の場所に存する放置自動車について、第10条第1項の規定による調査の結果、当該放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、当該放置自動車を撤去するよう勧告することができる。

(措置命令)

- 第13条** 市長は、前条の規定による勧告を受けた所有者等が当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該放置自動車を撤去するよう当該所有者等に命ずることができる。

(放置自動車の移動等)

- 第14条** 市長は、公共の場所に存する放置自動車は、第10条第1項の規定による調査の結果、当該放置自動車の所有者等が判明しなかった場合(以下「所有者等不明の場合」という。)又は所有者等は判明したがその者の住所、居所その他の連絡先が不明で連絡が取れない場合(以下「連絡先不明の場合」という。)において、同条第2項の規定により警告書をはり付けた日から市長が定める期間を経過し、かつ、市民の快適な生活環境等に著しく障害を与えていると認めるときは、当該放置自動車を市長が別に定める場所に移動し、保管することができる。
- 2 市長は、前項の規定に基づき放置自動車を移動したときは、その放置されていた場所に当該放置自動車を移動し、保管した旨を表示するものとする。

(廃物認定)

- 第15条** 市長は、公共の場所に存する放置自動車は、第10条第1項の規定による調査の結果、所有者等不明の場合又は連絡先不明の場合においては、当該放置自動車の状況等を市長が定める基準に基づき総合的に判定した上、廃物として認定することができる。
- 2 市長は、前項の規定に基づき判定した結果、当該放置自動車が廃物であるとの判断を困難なときは、第22条に規定する大分市放置自動車廃物判定委員会の判定を経て、廃物として認定することができる。
 - 3 市長は、前2項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、その旨を告示しなければならない。

(処分等)

- 第16条** 市長は、前条第1項又は第2項の規定に基づき放置自動車を廃物として認定したときは、処分等を行うことができる。

(廃物認定外放置自動車の措置)

- 第17条** 市長は、第15条第2項の規定に基づき廃物として認定しなかった放置自動車(以下「廃物認定外放置自動車」という。)について、所有者等に当該廃物認定外放置自動車の引取りを促すため、規則で定める事項を告示するものとする。
- 2 市長は、廃物認定外放置自動車を市長が別に定める場所に移動し、保管することができる。この場合において、市長は、その放置されていた場所に当該廃物認定外放置自動車を移動し、保管した旨を表示するものとする。

(廃物認定外放置自動車の処分等)

- 第18条** 市長は、前条第1項の規定による告示の日から起算して6月を経過してもなお廃物認定外放置自動車の引取りがないときは、当該廃物認定外放置自動車を不要物として処分等を行うことができる。

(引取通知)

- 第19条** 市長は、第14条第1項又は第17条第2項の規定に基づき保管している放置自動車の所有者等及びその住所、居所その他の連絡先が第16条又は前条の規定に基づき処分等を行うまでに判明し、かつ、当該所有者等に連絡が可能なときは、当該所有者等に対し、期限を定めて当該放置自動車を引き取るよう通知するものとする。

(費用の負担)

- 第20条** 市長は、第14条第1項又は第17条第2項の規定に基づき保管している放置自動車を引き取りようとする所有者等又は前条の規定による放置自動車の引取通知を受けた所有者等に対し、当該放置自動車の移動及び保管に要した費用を請求することができる。

- 2 市長は、第16条又は第18条の規定に基づき処分等を行った後において、当該放置自動車の所有者等が判明したときは、その者に対し、当該放置自動車の移動、保管及び処分等に要した費用を請求することができる。

(適用除外)

第20条の2 第10条から前条までの規定にかかわらず、大分市自転車駐車場条例(平成24年大分市条例第34号)第1条に規定する大分市自転車駐車場内に存する放置自動車(同条例第2条第3号に規定する小型自動二輪車及び同条第4号に規定する自動二輪車に限る。)に対する措置については、同条例に定めるところによる。
(平24条例34・追加)

(公共の場所以外の場所に存する放置自動車の処分等)

第21条 市長は、公共の場所以外の場所に存する放置自動車について、市民の快適な生活環境等に著しく障害を与えていると認め、かつ、これを除去することが特に必要であると認めるときは、公共の場所以外の場所の土地所有者等からの依頼等に基づき、第12条から第20条までの規定を適用することができる。
(平24条例34・一部改正)

(放置自動車廃物判定委員会)

第22条 放置自動車の廃物の判定その他市の施策に関し市長が必要と認める事項の調査及び審査を行うため、大分市放置自動車廃物判定委員会(以下「委員会」という。)を置く。
2 委員会は、委員10人以内をもって組織する。
3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
(1) 自動車について専門的知識を有する者
(2) 学識経験を有する者
(3) 関係行政機関の職員
(4) 市の職員
4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
5 委員は、再任を妨げない。
6 前各項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第23条 第13条の規定に基づく市長の命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第24条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年9月1日から施行する。
附 則(平成24年条例第34号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年11月1日から施行する。
(大分市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に前項の規定による改正前の大分市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第10条第1項の規定により調査した小型自動二輪車及び自動二輪車であって、施行日前から引き続き市が設置する大分市自転車等の放置の防止等に関する条例(平成18年大分市条例第35号)第2条第2号に規定する自転車等駐車場(この条例により駐車場とされたものに限る。以下「自転車等駐車場」という。)内に存するものに対する措置については、なお従前の例による。

○大分市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例 施行規則

平成12年7月27日
規則第80号
改正 平成17年3月31日規則第27号
平成28年3月30日規則第32号
平成30年3月26日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、大分市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例(平成12年大分市条例第30号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、「放置」、「放置自動車」、「所有者等」、「公共の場所」、「廃物」又は「処分等」とは、それぞれ条例第2条に規定する放置、放置自動車、所有者等、公共の場所、廃物又は処分等をいう。

(放置となる期間)

第3条 条例第2条第2号に規定する相当の期間は、10日間とする。ただし、市長がこれにより難いと認めるときは、市長が別に定める期間とする。

(調査の依頼)

第4条 条例第9条の規定に基づき調査対象自動車(条例第8条第1項に規定する調査対象自動車をいう。以下同じ。)について調査を依頼しようとする土地所有者等(条例第9条に規定する土地所有者等をいう。以下同じ。)は、大分市調査対象自動車調査依頼書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(調査書及び警告書)

第5条 市長は、条例第10条第1項の規定により調査対象自動車について調査をしたときは、大分市調査対象自動車調査書(様式第2号)を作成するものとする。
2 条例第10条第2項に規定する警告書は、大分市放置自動車警告書(様式第3号)とする。

(身分証明書)

第6条 条例第11条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第4号)とする。

(撤去勧告書)

第7条 市長は、条例第12条の規定に基づき放置自動車の所有者等に対し、当該放置自動車を撤去するよう勧告するときは、大分市放置自動車撤去勧告書(様式第5号)により行うものとする。

(撤去命令書)

第8条 市長は、条例第13条の規定に基づき放置自動車の所有者等に対し、当該放置自動車を撤去するよう命令するときは、大分市放置自動車撤去命令書(様式第6号)により行うものとする。

(条例第14条第1項の市長が定める期間)

第9条 条例第14条第1項に規定する市長が定める期間は、7日間とする。ただし、市長がこれにより難いと認めるときは、市長が別に定める期間とする。

(廃物認定等)

第10条 市長は、条例第15条第3項の規定による告示を行った日から起算して14日を経過したときは、同条第1項又は第2項の規定による廃物としての認定を行うことができる。
2 条例第15条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。
(1) 放置自動車が存する場所(条例第14条第1項の規定に基づき当該放置自動車を移動し、保管したときは、放置されていた場所)
(2) 放置自動車の形態等
(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(廃物認定外放置自動車の告示)

第11条 条例第17条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
(1) 廃物認定外放置自動車(条例第17条第1項に規定する廃物認定外放置自動車をいう。以下同じ。)が存する場所(条例第14条第1項又は条例第17条第2項の規定に基づき当該廃物認定外放置自動車を移動し、保管したときは、放置されていた場所)
(2) 廃物認定外放置自動車の形態等

- (3) 条例第14条第1項又は条例第17条第2項の規定に基づき当該廃物認定外放置自動車を移動し、保管したときは、当該移動し、保管した年月日及び保管場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、廃物認定外放置自動車の引取りを促すために市長が必要と認める事項

(引取通知書)

第12条 市長は、条例第19条の規定により放置自動車の所有者等に対し、当該放置自動車を引き取るよう通知するときは、大分市保管放置自動車引取通知書(様式第7号)により行うものとする。

(引取手続)

第13条 条例第14条第1項又は条例第17条第2項の規定に基づき移動し、保管されている放置自動車を引き取ろうとする者は、大分市保管放置自動車引渡請求書(様式第8号)に引渡しを受けるべき所有者等であることを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があった場合において放置自動車を引き取ろうとする者が当該放置自動車の所有者等であることを確認したときは、当該放置自動車の引取年月日を指定し、大分市保管放置自動車引換証兼受領書(様式第9号)を当該所有者等に対し交付するものとする。

3 市長は、前項の引換証兼受領書を持参した所有者等に対し、放置自動車の保管場所において、当該引換証兼受領書と引換えに当該放置自動車を引き渡すものとする。

(費用の請求)

第14条 市長は、条例第20条の規定に基づき放置自動車の移動等に要した費用を請求するときは、大分市放置自動車移動等費用請求書(様式第10号)により行うものとする。

(公共の場所以外の場所に存する放置自動車の処分等の依頼)

第15条 条例第21条の規定に基づき公共の場所以外の場所に存する放置自動車の処分等の依頼をしようとする当該場所の土地所有者等は、大分市公共の場所以外放置自動車処分等依頼書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(委員会の委員長)

第16条 条例第22条第1項に規定する大分市放置自動車廃物判定委員会(以下「委員会」という。)に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の会議及び議事)

第17条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員会の庶務)

第18条 委員会の庶務は、環境部ごみ減量推進課において処理する。

(委員長への委任)

第19条 第16条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(記録台帳)

第20条 市長は、大分市放置自動車処理記録台帳(様式第12号)を備え、放置自動車に対する処理状況を記録するものとする。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成12年9月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第27号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第32号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第8号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

○大分市環境美化に関する条例

昭和61年3月27日

条例第5号

改正 平成5年12月20日条例第24号

平成8年6月26日条例第9号

平成8年12月18日条例第37号

平成18年6月27日条例第25号

平成18年9月28日条例第35号

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 環境美化の保持(第6条—第11条)
- 第3章 廃棄物の不法投棄の禁止(第12条・第13条)
- 第4章 空き缶等の散乱防止(第14条—第18条)
- 第5章 屋外広告物に関する措置(第19条)
- 第6章 雑則(第20条・第21条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、都市環境の浄化及び美化について必要な事項を定めることにより市、市民及び事業者が一体となって、清潔で美しく緑豊かなまちづくりを目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所等 道路、公園、河川、駅前広場その他公共の用に供する場所をいう。
- (2) 空き地 現に人が使用していない土地(現に人が使用している土地であっても、相当の空闲部分を有することにより人が使用していない土地と同様の状態にあるものを含む。)をいう。
- (3) 不良状態 人が使用せず、又は適切な管理を行っていないため雑草等(雑草、枯草又はこれに類するかん木類をいう。以下同じ。)が繁茂し、放置されている状態で、周囲に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる土地の状態をいう。
- (4) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- (5) 空き缶等 空き缶、空き瓶その他の飲料を収納していた容器をいう。
- (6) 屋外広告物 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。
(平18条例35・一部改正)

(市の責務)

第3条 市は、都市環境の浄化及び美化(以下「環境美化」という。)のための必要な施策を講ずるとともに市民意識の啓発に努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、この条例の趣旨にのっとり、相互に協力して自ら生活環境の保全に努めるとともに市長が環境美化のために実施する施策に積極的に参加するように努めなければならない。
2 市民は、生活環境を悪化させたときは、自らの責任において必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者(公共、公益事業を営む者を含む。以下同じ。)は、この条例の趣旨にのっとり、事業活動を実施するに当たっては、生活環境の保全に支障を生じさせることのないよう十分に配慮しなければならない。

第2章 環境美化の保持

(清潔の保持)

第6条 市民及び事業者は、公共の場所等及びその所有又は管理する土地等を、汚損する等により生活環境を悪化させることのないよう、清潔の保持に努めなければならない。

(空き地の管理)

第7条 空き地の所有者又は管理者は、当該空き地を適正かつ良好に管理し、不良状態にならないようにしなければならない。

- 2 空き地の所有者又は管理者は、市外等遠隔地に居住するなどにより、空き地を適正かつ良好に管理することができないときは、所有者又は管理者に代わって空き地の管理をすることができる者を置かなければならない。

(公共施設の緑化)

第8条 市長は、環境緑化の推進を図るため、市が設置又は管理する公園、広場、道路、その他の公共施設における樹木、花き等の植栽に努めるものとする。

(緑化の推進に対する市民の協力)

第9条 市民は、緑豊かな生活環境をつくるため、すすんで樹木、花き等を植栽し、環境緑化の育成に努めなければならない。

- 2 市長は、前項の場合において、環境緑化を育成するための助成を行うことができる。

(緑化の推進に対する事業者の協力)

第10条 事業者は、事業所の敷地内に緑地を確保するとともに、樹木、花き等を植栽し、環境緑化の育成に努めなければならない。

第11条 事業者は、事業活動において土地の区画形質の変更をしようとするときは、植生の回復、緑地の確保など環境緑化の保全、育成に必要な措置をすすんで講ずるように努めなければならない。

第3章 廃棄物の不法投棄の禁止

(不法投棄の禁止)

第12条 市民及び事業者は、公共の場所等及び空き地に不法に廃棄物を投棄して生活環境を悪化させてはならない。

(廃棄物の適正処理)

第13条 市民及び事業者は、その所有又は管理する土地を、廃棄物の不法投棄を誘発することのないように清潔かつ適正に管理しなければならない。

- 2 市民及び事業者は、大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成5年大分市条例第24号)の定めるところにより、廃棄物の減量及び適正な処理に努めなければならない。

(平5条例24・一部改正)

第4章 空き缶等の散乱防止

(空き缶等の散乱防止に対する事業者の協力)

第14条 事業者は、事業活動に伴って排出される空き缶等については、自らの責任において、その散乱の防止及び効果的な回収並びに資源の有効利用に努めるとともに、市長が実施する空き缶等に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(平18条例35・旧第15条繰上)

(空き缶等に関する施策)

第15条 市長は、空き缶等の散乱の防止及び効果的な回収並びに資源の有効利用(以下「空き缶等の散乱の防止等」という。)を図るため、次の施策を講ずるものとする。

- (1) 空き缶等の散乱防止等についての市民意識の啓発に関する事業
- (2) 空き缶等の回収奉仕活動団体の育成及び空き缶等の散乱の防止等について市民が自主的に行う活動の助長に関する事業
- (3) その他空き缶等の散乱の防止等に関し必要な事業

(平18条例35・旧第16条繰上)

(特定散乱防止地域の指定等)

第16条 市長は、特に空き缶等の散乱の防止及び効果的な回収を図る必要があると認められる地域を特定空き缶等散乱防止地域(以下「特定散乱防止地域」という。)として指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定に基づき、特定散乱防止地域を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨告示しなければならない。

- 3 前項の規定は、特定散乱防止地域の指定の解除及びその地域の変更について、それぞれ準用する。

- 4 市長は、第1項の規定に基づき、特定散乱防止地域を指定したときは、当該特定散乱防止地域内及び公衆の見やすい場所に、特定散乱防止地域である旨を掲示するものとする。

(平18条例35・旧第17条繰上)

(自動販売機設置等の届出)

第17条 特定散乱防止地域内において缶、瓶等の容器に収納した飲料を自動販売機により販売することを業とする者(以下「自動販売業者」という。)は、自動販売機を設置しようとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。当該届出に係る事項を変更したとき又はその届出に係る自動販売機による販売を廃止したときも同様とする。

2 市長が、特定散乱防止地域を指定した際、現に自動販売機を設置している自動販売業者は、特定散乱防止地域として指定された日から30日以内に当該自動販売機の設定について市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定による自動販売機設置の届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、届出済証を交付するものとする。

4 前項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出に係る自動販売機の見やすい箇所に、その届出済証を表示しておかねばならない。

(平18条例35・旧第18条繰上)

(回収容器の設置及び管理)

第18条 自動販売業者が、特定散乱防止地域内において缶、瓶等の容器に収納した飲料を販売するときは、空き缶等の回収容器を設置するとともに、当該回収容器を適正に管理しなければならない。

(平18条例35・旧第19条繰上)

第5章 屋外広告物に関する措置

(平18条例35・改称・旧第6章繰上)

(屋外広告物設置者の責務)

第19条 屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする者は、屋外広告物法、大分市屋外広告物条例(平成8年大分市条例第37号)及び大分市風俗関連営業に係る建築物の規制に関する条例(昭和59年大分市条例第33号)を遵守し、生活環境を悪化させることのないようにしなければならない。

(平8条例37・一部改正、平18条例35・旧第23条繰上)

第6章 雑則

(平18条例35・旧第7章繰上)

(指導、勧告)

第20条 市長は、第7条第1項、第12条、第17条及び第18条の規定に違反している者(以下「違反者」という。)に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

(平18条例35・旧第25条繰上・一部改正)

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平18条例35・旧第27条繰上)

附 則

この条例は、昭和61年10月1日から施行する。

附 則(平成5年条例第24号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第9号)抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成8年規則第27号により平成8年10月1日から施行)

附 則(平成8年条例第37号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第35号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。

(大分市環境美化に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例の施行前に前項の規定による改正前の大分市環境美化に関する条例第22条の規定により保管した自転車等に対する措置については、なお従前の例による。

○大分市環境美化に関する条例施行規則

昭和61年8月5日
規則第33号
改正 平成8年10月1日規則第30号
平成16年1月26日規則第2号
平成18年12月21日規則第88号

(趣旨)

第1条 この規則は、大分市環境美化に関する条例(昭和61年大分市条例第5号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(その他公共の用に供する場所)

第2条 条例第2条第1号に規定する「その他公共の用に供する場所」とは、図書館、公民館、公会堂、キャンプ場及びバスターミナル等をいう。

(人が使用していない土地と同様の状態にあるもの)

第3条 条例第2条第2号に規定する「現に人が使用している土地であっても、相当の空閑部分を有することにより人が使用していない土地と同様の状態にあるもの」とは、当該土地に工作物を設置し、又は資材、廃材、土砂等を集積している土地であって相当な空閑部分を有するものをいう。

(周囲に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる土地の状態)

第4条 条例第2条第3号に規定する「周囲に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる土地の状態」とは、次の各号の一に該当する状態をいう。

- (1) 農業生産物の育成を妨げる状態
- (2) 犯罪、火災又は交通事故を誘発するおそれがある状態
- (3) 廃棄物の不法投棄を誘発するおそれがある状態
- (4) その他市民の生活環境を悪化させるおそれがある状態

(雑草等除去業者のあっせん)

第5条 市長は、空き地の所有者、管理者又はこれらの者に代わって空き地の管理をする者から雑草等除去業者のあっせんの申出があったときは、雑草等除去業者のあっせんをすることができる。この場合において、除去に要する費用は、当該申出人の負担とする。

(特定散乱防止地域の指定)

第6条 条例第16条第1項に規定する特定散乱防止地域の指定は、空き缶等の散乱の状態及び地域的条件を勘案して行うものとする。

(平18規則88・一部改正)

(特定散乱防止地域の告示)

第7条 条例第16条第2項に規定する告示は、特定散乱防止地域の名称、区域及び指定年月日について行うものとし、その期間は14日間とする。

2 前項の告示は、指定日の30日前までに行うものとする。

3 前2項の規定は、特定散乱防止地域の指定の解除及びその地域の変更について、それぞれ準用する。

(平18規則88・一部改正)

(届出を要しない自動販売機)

第8条 次の各号に掲げる自動販売機は、条例第17条第1項及び第2項に規定する届出を要しない。

- (1) 工場、事務所等の敷地に設置される自動販売機で、その関係者以外に利用されないもの
- (2) 建築物の内部に設置される自動販売機で、当該建築物に立ち入らなければ利用することができないもの
- (3) その他市長があき缶等の散乱のおそれがないと認める場所に設置される自動販売機

(平18規則88・一部改正)

(自動販売機設置届等)

第9条 条例第17条第1項に規定する届出は、自動販売機設置届(様式第1号)又は自動販売機変更・廃止届(様式第2号)により行うものとする。

2 前項の自動販売機設置届は、当該自動販売機を設置しようとする日の7日前までに、自動販売機変更・廃止届は、変更又は廃止した日から7日以内に市長に提出しなければならない。

(平18規則88・一部改正)

第10条 条例第17条第2項に規定する届出は、自動販売機設置届により行うものとする。

- 2 前項の届出をした者が、当該届出に係る事項を変更したとき又はその届出に係る自動販売機による販売を廃止したときは、変更又は廃止した日から7日以内に自動販売機変更・廃止届により市長に届け出なければならない。
(平18規則88・一部改正)

(届出済証)

- 第11条** 条例第17条第3項の届出済証は、様式第3号によるものとする。
2 前項の届出済証を亡失又はき損した者は、届出済証亡失・き損届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。
3 市長は、前項の届出を受理したときは、速やかに届出済証の再交付を行うものとする。
(平18規則88・一部改正)

(回収容器)

- 第12条** 条例第18条に規定する回収容器の設置の場所は、空き缶等を回収するために容易な位置とする。
2 回収容器は、空き缶等の種類に応じ、それぞれ個別に設置するものとし、次に掲げる要件を備えたものとする。
(1) 金属、プラスチックその他容易に破損しない材質であること。
(2) 自動販売機1台当たり30リットル以上の容積であること。
(3) 安定性があり、かつ、投入の容易なものであること。
3 回収容器には、次に掲げる表示をしなければならない。
(1) 空き缶等以外のものを入れてはならない旨の表示
(2) 金属、ガラス、紙及び石油化学製品ごとの専用回収容器である旨の表示
(平18規則88・一部改正)

(勧告)

- 第13条** 条例第20条に規定する勧告は、勧告書(様式第5号)により行うものとする。
(平18規則88・旧第20条繰上・一部改正)

(完了報告)

- 第14条** 空き地の所有者、管理者又はこれらの者に代わって空き地の管理をする者は、前条の勧告書に従い雑草等の除去を完了した場合は、直ちに雑草等除去完了報告書(様式第6号)により市長に届け出なければならない。
2 廃棄物の不法投棄をした者は、前条の勧告書に従い当該廃棄物の除去を完了した場合は、直ちに不法投棄廃棄物除去完了報告書(様式第7号)により市長に届け出なければならない。
(平18規則88・旧第21条繰上・一部改正)

附 則

この規則は、昭和61年10月1日から施行する。

附 則(平成8年規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年規則第2号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第88号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年1月1日から施行する。

○大分市ポイ捨て等の防止に関する条例

平成18年6月27日
条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止並びに喫煙の制限に関し、必要な事項を定めることにより、市、市民等及び事業者が一体となって清潔で美しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 空き缶、空き瓶、ペットボトルその他の容器(中身の入ったもの並びに栓及びふたを含む。)、チューインガムのかみかす、紙くず、包装紙その他これらに類するもので投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- (2) 市民等 本市の区域内に居住し、若しくは滞在し、又は本市の区域内を通過する者をいう。
- (3) 事業者 本市の区域内で事業活動を行うすべての者をいう。
- (4) 公共の場所 道路、公園、広場、河川その他の公共の用に供する場所(屋内その他の規則で定めるものを除く。)をいう。
- (5) 路上喫煙 公共の場所において喫煙することをいう。
- (6) 印刷物等 ビラ、ちらし、パンフレットその他これらに類するものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止等に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止等に関し、市民等及び事業者に対して意識の啓発を図るとともに、これらの者で組織する団体の自主的な活動を支援しなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱を防止するため、屋外において自ら生じさせたたばこの吸い殻及び空き缶等を持ち帰り、又は回収容器等に収納しなければならない。

2 市民等は、屋外においてその連れている飼い犬がふんをしたときは、当該ふんを放置してはならない。

3 市民は、その居住する地域における美化活動に積極的に参加する等たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱のない美しいまちづくりの推進に努めなければならない。

4 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止に関し、市民等に対する意識の啓発、清掃活動その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者のうち、缶、瓶等の容器に収納した飲料(以下「容器飲料」という。)を販売する者(大分市環境美化に関する条例(昭和61年大分市条例第5号)第18条第1項に規定する自動販売業者を除く。)は、その販売する場所に容器飲料の容器を収納するための回収容器を設置するとともに、これを適正に管理するよう努めなければならない。

3 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(投棄の禁止)

第6条 何人も、たばこの吸い殻及び空き缶等をみだりに捨ててはならない。

(喫煙の制限)

第7条 市民等は、歩行中(自転車乗車中を含む。)であるとき、又は吸い殻入れが付近に設置されていない場所で吸い殻入れを携帯していないときは、路上喫煙をしないよう努めなければならない。

(公共の場所における印刷物等の回収)

第8条 公共の場所において、印刷物等を市民等に配布し、又は配布させた者は、その配布場所の周辺に散乱している当該印刷物等を回収するよう努めなければならない。

(公共の場所における飼い犬のふんの回収)

第9条 飼い犬を連れている者は、公共の場所において、当該飼い犬がふんをしたときは、そのふんを回収しなければならない。

(ポイ捨て防止等強化区域の指定等)

- 第10条** 市長は、たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止並びに喫煙の制限を行うことにより、快適で美しいまちづくりを推進することが特に必要と認められる区域を、ポイ捨て防止等強化区域（以下「強化区域」という。）に指定することができる。
- 2 市長は、前項の規定により強化区域を指定しようとするときは、あらかじめ、大分市清掃事業審議会条例（平成11年大分市条例第7号）第1条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。
 - 3 市長は、強化区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。
 - 4 市長は、必要があると認めるときは、強化区域を変更し、又はその指定を解除することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

（強化区域内における喫煙の制限）

第11条 強化区域内においては、何人も、路上等喫煙をしてはならない。ただし、市長が指定する喫煙所において喫煙する場合は、この限りでない。

（勧告）

第12条 市長は、強化区域外において第6条又は第9条の規定に違反した者に対し、快適な生活環境の確保を図るために必要があると認めるときは、たばこの吸い殻、空き缶等又は飼い犬のふんの回収をするよう勧告することができる。

（公表）

- 第13条** 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、市役所前の掲示場への掲示により、その旨を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる者に対しその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（関係機関への要請）

第14条 市長は、必要があると認めるときは、関係機関に対し、たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止並びに喫煙の制限について、協力を要請するものとする。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（過料）

第16条 強化区域内において、第6条、第9条又は第11条の規定に違反した者は、1万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。ただし、第12条、第13条及び第16条の規定は、平成19年1月1日から施行する。

○大分市ポイ捨て等の防止に関する条例施行規則

平成18年6月30日
規則第59号
改正 平成28年3月30日規則第32号
平成30年3月26日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、大分市ポイ捨て等の防止に関する条例(平成18年大分市条例第25号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共の場所から除かれる場所)

第2条 条例第2条第4号の規則で定める場所は、次のとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体が設置する施設であって、その開館時間中において管理を行う者が常駐するもの
- (2) 自動車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車(同法第3条に規定する大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車を除く。)をいう。)の車内

(強化区域標識等の設置)

第3条 市長は、条例第10条第1項の規定によりポイ捨て防止等強化区域(以下「強化区域」という。)を指定したときは、当該強化区域内に強化区域標識及び強化区域図を設置するものとする。

(強化区域の指定等の告示)

第4条 条例第10条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 強化区域の名称
- (2) 強化区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する区域の範囲
- (3) 強化区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する年月日

(ポイ捨て防止等指導員)

第5条 たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止並びに喫煙の制限に係る指導等に関する職務を行わせるため、環境部ごみ減量推進課にポイ捨て防止等指導員(以下「指導員」という。)を置く。

- 2 指導員は、環境部ごみ減量推進課に所属する職員のうちから市長が任命する。
- 3 指導員は、第1項の職務に従事するときは、大分市ポイ捨て防止等指導員証(様式第1号)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(過料)

第6条 市長は、条例第16条の規定による過料の処分を行おうとするときは、告知・弁明書(様式第2号)により、あらかじめ告知し、及び弁明の機会を付与するものとする。

- 2 条例第16条に規定する過料の処分の決定に係る通知は、過料処分通知書(様式第3号)により行うものとする。
- 3 条例第16条の規定により科する過料の額は、2千円とする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、平成19年1月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第32号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第8号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

○大分市清掃事業所設置規則

昭和51年1月12日
規則第2号

改正 昭和51年10月6日規則第35号
昭和58年5月30日規則第29号
昭和61年2月19日規則第5号
昭和62年9月29日規則第39号
平成2年3月1日規則第12号
平成5年2月22日規則第20号
(題名改称)
平成8年2月1日規則第1号
平成9年2月6日規則第4号
平成10年3月13日規則第6号
平成12年1月25日規則第3号
平成24年3月30日規則第13号
平成25年3月29日規則第50号
平成29年3月31日規則第23号

(設置)

第1条 一般廃棄物の収集運搬事業及び清掃事業の円滑な運営を行うため、次の清掃事業所(以下「事業所」という。)を設置する。

名称	位置
大分市東部清掃事業所	大分市青崎一丁目7番17号
大分市西部清掃事業所	大分市大字横瀬418番地の1
大分市北部清掃事業所	大分市西新地一丁目12番3号

(平5規則20・全改、平8規則1・平12規則3・平29規則23・一部改正)

(組織)

第2条 事業所は、環境部清掃業務課に所属するものとする。

(平24規則13・全改)

(職員)

第3条 事業所に所長及び必要な職員を置く。

2 事業所に参事補、主査及び専門員(以下「参事補等」という。)を置くことができる。

3 所長は、上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 参事補、主幹、主査及び専門員は、上司の命を受け、その担当事務を処理する。

(昭58規則29・昭61規則5・昭62規則39・平5規則20・平10規則6・平24規則13・平成25規則50・一部改正)

(分掌事務)

第4条 東部清掃事業所及び西部清掃事業所の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 収集区域のごみ収集運搬の計画及び実施に関すること。
- (2) 清掃事業に係る啓もう指導及び処理に関すること。
- (3) ごみ処理手数料に関すること。
- (4) 不法投棄物の処理に関すること。
- (5) 車両及び資材器具の管理に関すること。

2 北部清掃事業所の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) し尿収集運搬の計画及び実施に関すること。
- (2) し尿処理手数料に関すること。
- (3) 車両及び資材器具の管理に関すること。

(昭58規則29・全改、平2規則12・平5規則20・平29規則23・一部改正)

(専決事項)

第5条 所長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 所属職員の時間外勤務命令に関すること。
- (2) 所属職員の休暇、欠勤、その他諸願届に関すること。
- (3) 軽易な申請、届出、報告、照会、回答、通知に関すること。
- (4) 手数料の徴収に関すること。
- (5) 所属職員の事務分担に関すること。

- (6) 所属職員の市内旅行命令に関する事。
- (7) 車両の配車及び運行に関する事。
- (8) 事業所及び物品の管理に関する事。
- (9) 軽易な分掌事務に関する事。

(昭 58 規則 29・一部改正、平 2 規則 12・旧第 6 条繰上、平 5 規則 20・一部改正)

(報告)

第 6 条 所長は、専決した事項で必要と認められるものについては、上司に報告しなければならない。
(平 2 規則 12・旧第 7 条繰上)

(代決)

第 7 条 所長が不在のときは、その専決事項は、次に定める者が代決することができる。

- (1) 参事補又は主幹(以下「参事補等」という。)を置く場合にあっては、参事補等(参事補等が不在のときにあっては、主管事務について主査又は専門員)
 - (2) 参事補等を置かず主査又は専門員を置く場合にあっては、主管事務について主査又は専門員
- 2 前条の規定は、前項の代決について準用する。

(昭 62 規則 39・一部改正、平 2 規則 12・旧第 8 条繰上、平 24 規則 13・平 25 規則 50・一部改正)

附 則

- 1 この規則は、昭和 51 年 1 月 12 日から施行する。
- 2 大分市東部清掃事務所設置規則(昭和 44 年大分市規則第 5 号)は、廃止する。

附 則(昭和 51 年規則第 35 号)

この規則は、昭和 51 年 10 月 12 日から施行する。

附 則(昭和 58 年規則第 29 号)

この規則は、昭和 58 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年規則第 5 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 62 年規則第 39 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 2 年規則第 12 号)

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年規則第 20 号)

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年規則第 1 号)

この規則は、平成 8 年 2 月 10 日から施行する。

附 則(平成 9 年規則第 4 号)

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年規則第 6 号)

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年規則第 3 号)

この規則は、平成 12 年 2 月 5 日から施行する。

附 則(平成 24 年規則第 13 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年規則第 50 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年規則第 23 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する